

## 中国における言論の自由の特質と「憲法的伝統」

石 塚 迅

はじめに

中国の人権問題は、国際社会が重要視し、かつ、中国政府もきわめて敏感な反応を示す問題である。それをめぐる政治的緊張度はきわめて高い。しばしば、アメリカをはじめとする西欧諸国は、中国では人権が保障されていないとして厳しく中国を非難している。一方、中国政府はこの批判に対し「内政干渉である」として反駁を加えている。そして、この中でも、言論・表現の自由は西欧諸国と中国政府の最大の論争点の一つである。西欧諸国の非難の中心は「中国には表現の自由がない」という点にあるし、中国はこれに対し生存権がすべての人権に優先するという「中国的人権観」の提起をもって対抗し

ている。

憲法における言論の自由に関する位置づけは、欧米と中国では大きく異なるようである。

例えば、アメリカ憲法の流れをくむ日本において、表現(言論)の自由とは、「人の内心における精神作用を、方法の如何を問わず、外部に公表する精神活動の自由を(1)」ものと解されており、それを支える意義として、通常、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値(自己実現の価値)と、言論活動によって国民が政治的意思決定に参加するという民主政に資する価値(自己統治の価値)があるといわれている(2)。そして、その根底には諸個人の尊重がある。よって、言論の自由は民主主義に奉仕するものであるが、その目的

は個人の尊厳を守る点にある。すなわち、国家から人権を侵害された際、それに対抗する手段、国家に対する防衛権として言論の自由は位置づけられる。

これに対し、中国において、言論の自由は、政治的権利・自由として位置づけられている。多くの憲法概説書も、選挙権の次に言論、出版、集会、結社、デモ行進の自由について紹介している。また、思想の自由は認められておらず、「四つの基本原則」(後述)が言論の自由の限界の大まかな基準とされる。これらはあたかも、中国が政治的に有用な言論のみを保障し、その保障の目的が国家権力の強化であるかのようである。そして、政治的に有用かどうかは時の政府が判断する。人格の尊厳は憲法に規定されているものの、それは欧米における個人の尊厳概念ではない。すなわち、言論の自由が個人の尊厳と連結していないのである。

言論の自由の位置づけについて、このような対立および認識の相違が生じているのはなぜか。筆者はこの問題を検討する際、中国憲法における言論の自由の背後にある、それを支える法思想的伝統を考察することが重要視されるべきであると考える。清末以降の反植民地闘争

の中で、中国は政治的指導者を中心に、国家・民族の生存への強い関心、「天賦人権論」の否定、集団優先の論理、敵・味方の理論等を主要な内容とするきわめて国権優位的色彩の強い憲政・人権思想を形成してきた。それらは歴代の憲法の規定にも色濃く反映され、言論の自由に対する法的認識に大きな影響を与えたように思われる。そこで、筆者は、かかる中国の憲法を取りまく法的・政治的思想の伝統を「憲法的伝統」と総称し、本稿では、それを考察することにより、中国憲法における言論の自由の特質を歴史的、理論的に説明することを目的とした。

#### 一 中華人民共和国建国以前の憲法

「西側の国家は我々が人権を侵害したというが、その実、彼らこそが人権を侵害してきた。」<sup>(3)</sup>「アヘン戦争で中国侵略を開始して以来、彼らは中国のどのくらい多くの人の人権を損なってきたことか！」<sup>(4)</sup>鄧小平は一九八九年の「天安門事件」直後の欧米諸国による「人権外交」に對してこのように反駁したことがある。「アヘン戦争」に始まる被侵略、人権抑圧の歴史、筆者はここに中国に

おける言論の自由を含む人権問題の淵源があると考ええる。

「天賦人權論」を含む西洋の思想（西学）が中国に流入してきたのも、一八四〇年に中国が「アヘン戦争」に敗北した以降である。この当時、中国は帝国主義列強の侵略により、半植民地化の渦中にあつた。そこでは、政治家、思想家の関心は「救国」にあり、彼らは西洋の人權論を彼ら自身の「国情」認識に結合させて、独自の人權論を形成した。国家存亡の危機の中で、彼らの間では個人の尊重よりも国家・民族の生存が最優先の課題とされた。西洋の「天賦人權論」はそうした「国情」に押しつぶされ、「国家からの自由」を考える余地もなかった。

一九〇八年九月、清朝政府により中国最初の憲法的文書『欽定憲法大綱』が生まれた。この『欽定憲法大綱』は『大日本帝国憲法』の強い影響を受けており、「<sup>(5)</sup>臣民の権利義務」という表現が用いられている。そして、その第二条が臣民の言論の自由について規定しており、これが中国において言論の自由が憲法的文書に登場した最初である。しかし、『大綱』が「欽定」であることから、権利は皇帝から臣民への贈与物にすぎず、列挙された権利の目的は個人の保護ではなく、民衆のエネルギーを吸

収して国家の統合を強化し、皇帝の権力を保持することにあつた。西太后は憲法草案作成の開始の際の「<sup>(6)</sup>上諭」において、次のように表現している。「他国の富と力には憲政の実施によるものであり、そこでは臣民との協議によって公の問題が解決される。統治者とその臣民は一つの精神によって動かされる一つの身体の如しである。」

この『欽定憲法大綱』に続いて、一九一一年には『憲法重大信条十九条』が清朝により公布されたが、この中では人民の権利について触れられることはなかった。<sup>(7)</sup>

一九一一年一〇月、「辛亥革命」により清朝は滅亡した。その後、中華民国が成立するも、袁世凱の奪権もあり、中国は軍閥乱立、党派抗争の長い混乱、混沌の時期に入る。

その間、多くの憲法、臨時憲法、憲法草案が生まれた。<sup>(8)</sup>それらはすべて人民の言論、著作、出版、集会、結社等の自由を保障しており、その享有主体を限定せず、また、<sup>(9)</sup>権利の制限に関しても、それをきわめて限定したものにしている。よって、これらの憲法、臨時憲法は条文のみをみると優れた内容を有していると評価できる。しかし、これらは前述した中国の「国情」の中で、十分に実施さ

れることはなかった。

中華民国建国初期の憲政・人権思想に強い影響を与えたのは孫文である。孫文は「辛亥革命」直後の時期においては、欧米的な「天賦人權論」および「自由、平等、博愛」を提唱していたといわれる。<sup>(10)</sup>しかし、この孫文の思想も当時の中国の「国情」の中で変化を余儀なくされ、やがて集団・国家の優先へと転換してゆく。

まず、彼は「天賦人權論」、「人」一般の自由を否定し、権利の享有主体を限定化した。一九二四年一月の「国民党『第一次全国代表大会宣言』」では次のように述べられている。「近世各国におけるいわゆる民権制度はしばしばブルジョア階級に専有され、まさに平民を抑圧する道具となりつつある。ゆえに、国民党の民権主義は一般平民が共有するものであり、少数者が私有するものではない。注意すべきことは、国民党の民権主義はいわゆる天賦人權の意味と同一のものではなく、現在の中国革命の必要に適合するものであるということである。…すべての真に帝国主義に反対する個人および団体は等しく一切の自由および権利を享有できるが、これに反して国を売り民を欺いて帝国主義および軍閥に忠を尽くすものは、

団体であれ、個人であれ、すべてこれらの自由および権利を享受できないのである。<sup>(11)</sup>孫文の死後、この考え方はさらに発展し、一九二九年の国民党の第三次全国代表大会は、すべての国民は党を支持し、権利を行使することを許されるための条件として「三民主義」に忠誠を宣誓することを要求されるべきであると決議した。<sup>(12)</sup>

次に、彼は「自由、平等、博愛」を集団主義的に解釈し、国民党の革命理念である「三民主義(民族主義、民権主義、民生主義)」とそれぞれ対応させた。<sup>(13)</sup>この中でも、特に自由⇨民族主義という考え方は、中国における国家・民族・集団の優位を顕著に表している。そして、国家・民族・集団を指導するものとして国民党を位置づけた。すなわち、「辛亥革命」後の時期を「軍政」、「訓政」、「憲政」の三つに分け、過渡期としての「訓政」期は国民党が人民を指導する、としたのである。<sup>(14)</sup>この考え方は『中華民国訓政時期約法』において具体化し、国民党による反対派弾圧を合法化する口実となった。

一方で、一九二一年に結成された中国共産党は、この孫文、国民党の憲法とは別個の憲法を形成してきた。しかし、共産党の憲法も当時の中国の「国情」を反映して

おり、前述の憲政思想の影響を強く受けている。

まず、共産党も言論、出版、集会、結社の一連の自由を重視しており、これを憲法的文書に書き入れている。一九三一年一月に公布された『中華ソビエト共和国憲法大綱』は共産党の初めての憲法的文書である。そこでは、第一〇条が「中華ソビエト政権は労働者、農民および労苦する民衆の言論、出版、集会、結社の自由を保証することを目的とし、…」と規定していた。

第二に、孫文、国民党が提唱した「敵・味方の理論」を共産党も採用している。すなわち、『中華ソビエト共和国憲法大綱』第二条は「…ソビエト政権の下では、…軍閥、官僚、地主、豪紳、資本家、富農、僧侶および一切の搾取者と反革命分子のみは、代表を選挙し、政権に参加する権利と政治上の自由を有しない。」と、また、第一〇条は「…同時に反革命の一切の宣伝と活動、一切の搾取者の政治的自由は、ソビエト政権下においてはすべて絶対に禁止する。」と規定していた。

第三に、共産党も「天賦人權論」を拒絶した。そのため、『中華ソビエト共和国憲法大綱』以降、共産党主導政権下の憲法において、多くの権利が当時の政治的必要

の増減により、新設あるいは削除されることとなった。

その後も、共産党は抗日戦争、解放戦争（第二次国共内戦）の中で、多くの憲法的文書を制定した。そのほとんどに言論、出版、集会、結社等の自由が規定されている。それらの自由は「植民地支配、国民党（中華民国）支配からの自由」を指すものではあったが、共産党政権との関係についていえば、その目的は共産党政権の強化という点にあった。したがって、やがて共産党が政権を奪取すると、もはや「国家からの自由」として言論の自由が語られなくなっていったのも、自然な流れであったといえよう。

## 二 中華人民共和国建国以後の憲法

一九四九年一〇月に中華人民共和国の成立が宣言された。建国の当時、臨時憲法の役割を果たした『中国人民政治協商会議共同綱領（共同綱領）』（一九四九年九月採択）に加えて、それ以降今日に至るまで、中国は一九五四年、一九七五年、一九七八年、一九八二年にそれぞれ四つの憲法を制定、公布している<sup>(15)</sup>。以下、言論の自由について問題となる点を検討する。

まず、これらの憲法は敵・味方の理論をさらに精錬し、権利の享有主体の限定化を図っている。例えば、『共同綱領』の「総綱」においては「人民」と「国民」という異なる概念が用いられていた。ある著書の説明によれば、「人民」とは、労働者階級、農民階級、小ブルジョア階級、民族ブルジョア階級、および反動階級から意識的に移ってきた一部の愛国民主分子を指す。反動分子は「人民」の範囲に属さないが、依然として中国の「国民」である<sup>(16)</sup>。以後の憲法では「国民」に代えて「公民」という語が用いられた。『一九五四年憲法』では「中華人民共和國のすべての権力は人民に属する。」(第二条)として「人民主権」を明記している一方で、第三章の表題を「公民の基本的な権利および義務」としている。

そして、「人民」の範囲に属さない「敵」に対し、政治的権利を剥奪するという規定も設けている。『共同綱領』第七条は「…一般の反動分子、封建地主、官僚資本家に対しては、…法により必要な期間、彼らの政治的権利を剥奪しなければならない。」と規定している。政治的権利の剥奪はもともと根拠地時代に反革命分子等個人に対する軽度の処罰として使われていたが、『共同綱領』

以降、その範囲は階級へと拡大することとなった。剥奪される政治的権利は、一九五二年に公布された『反革命分子管制暫行弁法』がこれを定義しており、そこには(一)選挙権と被選挙権、(二)国家機関の行政職務を担当する権利、(三)人民武装と人民団体に参加する権利、(四)言論、集会、結社、通信、居住、移転および示威行進の自由、(五)人民の榮譽を享受する権利が含まれておりかなり広範である。その後、「反右派闘争」や「文化大革命」のような政治運動の犠牲者や民主活動家に対しても政治的権利の剥奪が用いられるようになる。

これらのことから、中国憲法における言論の自由は、国家権力の強化に奉仕する政治的権利として位置づけられていたことがわかる。『一九五四年憲法』では、「公民の基本的な権利および義務」(第三章)が「国家機構」(第二章)に後置されていた。これについて、アメリカの法学者J・ネイサン氏は「権利は国家の目的に適合するように形成され<sup>(18)</sup>」たからだ、と分析している。

言論の自由の政治的権利化は個々の権利規定においてもみられる。

第一に、度重なる権利・義務規定の新設と削除である。

注目すべきことに、『共同綱領』には思想の自由(第五条)、真実のニュースを報道する自由(第四九条)がそれぞれ規定されていた。しかし、この権利は社会主義への移行と同時に、『一九五四年憲法』では削除された。この理由について、西村幸次郎氏は「社会主義の道を明示しないで、諸階級・階層の存在とそのイデオロギーの容認を前提とする、新民主主義社会における統一戦線組織の共同綱領の性質に規定されるものであろう。」と分析している。国民党政権が「三民主義」への忠誠により、思想の自由を制限したのに対し、共産党政権は以後、人民に社会主義への忠誠を要求することになる。そこでは、西欧諸国のような精神的自由権としての言論の自由は肯定される余地がなかった。

『一九七五年憲法』では、共産党の指導の擁護義務と「四大」運用の権利という新しい権利、義務が創設された。そもそも『一九七五年憲法』は「プロレタリアート独裁の下での継続革命の堅持」(前文)、「ブルジョア階級に対する全面独裁」(第一二条)を明記した上で、共産党の指導性、地位、役割を繰り返し強調していた(前文、第二条、第一三条、第一五条、第一六条、第一七

条)。そして、その一環として、第二六条は「公民の基本的な権利および義務は中国共産党の指導を擁護し、社会主義制度を擁護し、中華人民共和国の憲法と法律に服従することである。」と規定していたのである。思想の自由の否定が言論の自由を制限している端的な一例である。

「四大」とは「大鳴、大放、大弁論、大字報」のこと、大衆動員を推し進めるための手段として、指導者によりしばしば権力闘争に利用された。第一三条は「大いに意見を述べ(大鳴)、大胆に意見を発表し(大放)、大弁論を行い、大字報を貼ることは人民大衆が創造した社会主義革命の新しい形式である。国家は人民大衆がこの形式を運用することを保障し、集中もあれば民主もあり、規律もあれば自由もあり、意思の統一もあれば、個人の気持ちのがのびのびし、生き生きとして活発な政治的局面をつくり出して、もって、中国共産党の国家に対する指導を強固にし、プロレタリアート独裁を強固にするのに役立たせる。」と規定して、「四大」にきわめて高い位置づけを与えていた。<sup>(21)</sup>「四大」を運用する権利は言論の自由を行使する方法の一つであると解されているが、条文<sup>(22)</sup>

をみてわかるように、その行使は中国共産党の指導およびプロレタリアート独裁を強固にするのに役立たせる目的でのみ認められているにすぎない。

この「四大」運用の権利は『一九七八年憲法』にも継承されたが、まもなく、一九八〇年に鄧小平の「この『四大』のやり方は、全体としてみれば、従来、積極的作用を創出しなかった<sup>(23)</sup>」という発言を受けて、第五期全国人民代表大会第三回会議の『憲法第四五条を改正することに關する決議』において憲法から削除された。注意すべきは、この削除の背景には民主化運動「北京の春」があったということである。すなわち、「四大」運用の権利の削除は、当時、大字報を貼り政府に対して様々な主張、批判を展開していた民主化運動を封殺するという意味を有していたのである。

第二に、『共同綱領』以降、文化活動・芸術の自由が言論の自由から独立して規定されるようになった。日本においては、「芸術上の表現活動」も「表現の自由」に含まれていると考えられており、このことも中国における言論の自由の政治的権利化を象徴しているといえる。

### 三 現行『一九八二年憲法』下における 言論の自由の保障と制限

一九七八年二月の共産党第一期三中全会において、「プロレタリアート独裁下の継続革命」論が放棄され、「民主と法制」の強化の方針が打ち出された。現行『一九八二年憲法』はその流れを受けて制定され、新中国建国後の憲法において初めて「公民の基本的な権利および義務」の章を「国家機構」の章に前置したり、権利に関する条項を増加する等、公民の権利を重視する姿勢を示している<sup>(25)</sup>。

言論の自由は第三五条において規定されている。『一九七八年憲法』の下で削除された「四大」運用の権利は規定されていないが、その他、第四〇条には通信の自由、第四一条には監督の権利と国家賠償権、第四七条には科学研究、文学、芸術創作およびその他の文化活動を行う自由がそれぞれ規定されている。

しかし、言論の自由をめぐる厳しい環境はなお基本的には変わっていないと考えられる。

第一に、現行憲法は依然として「公民」と「人民」の



区別、敵・味方の理論を放棄していない。

「公民」と「人民」の区別について、最近の憲法概説書によれば、公民は法律的概念であり、人民は政治的概念である。公民は人民に比べ範囲が広い。公民は我が国全体の社会構成員である。人民は異なる歴史的時期において、異なる内容を有する。現段階において、人民は社会主義労働者全体、社会主義を擁護する愛国者および祖国統一を擁護する愛国者である。<sup>(26)</sup> 現行憲法はこれまでの憲法で初めて、敵対階級から政治的権利を剥奪するという規定について触れていない。しかし、「階級闘争」は依然として重要な原理として憲法の前文にその必要性が掲げられている。

第二に、思想、イデオロギー方面の統制が強化されたことである。

共産党の指導の擁護義務は削除され、前文および第五条において、すべての国家机关、武装力、各政党、各社会団体、各企業・事業組織は憲法および法律を遵守しなければならない、と規定されている。この「各政党」の中には当然、共産党も含まれると解されており、<sup>(27)</sup> 一見、共産党は憲法体制の枠内にあるかのようである。しかし、

その一方で、前文では「四つの基本原則」が新たに提起された。「四つの基本原則」とは、すなわち「社会主義の道」、「人民民主主義独裁」、「共産党の指導」、「マルクス・レーニン主義と毛沢東思想」の堅持である。<sup>(28)</sup> そして、これらの原則の核は「共産党の指導」である。とすれば、「四つの基本原則」の解釈権は共産党が掌握していることになる。このことによって、共産党は実質的に超憲法的存在となっているのである。<sup>(29)</sup>

この「四つの基本原則」は現行憲法の指導思想とされており、<sup>(30)</sup> これが言論の自由の範囲の大ざっぱな基準なのである。例えば、ある論者は「四つの基本原則の擁護と堅持は、すべての公民が履行しなければならない義務であると憲法は規定している。反党、反社会主義の言論を発表することは、当然、許容されるものではない。」<sup>(31)</sup>と明言している。この「四つの基本原則」が存在するため、西欧諸国のような思想の自由は当然憲法に規定されていない。

第三に、第二の点とも関連するが、国家・集団の重視の優位である。

言論の自由の制限根拠として、中国の論者がしばしば

引用するのが第五条である。同条は「中華人民共和国の公民は、自由と権利を行使するにあたり、国家・社会・集団の利益およびその他の公民の合法的な自由と権利を損なってはならない。」と規定している。この条文は『日本国憲法』の「公共の福祉」とも類似しているが、この条文が強調するのは、個人の権利の保護よりも国家・社会・集団の利益の保護である。そして、中国においては、この条文を中国憲法における公民の権利および義務の本質の一つとされる「権利と義務の一致性」と結びつけて理解している。すなわち、第五条は「権利濫用防止の一般的な制限条項であり、公民が権利および自由を正確に行使する指導原則でもある。それは権利と義務の一致性を体现するだけでなく、民主と法制、民主と規律が不可分であることをも体现する。すべての公民は、憲法第五条の規定の前提の下、自由および権利を行使しなければならない。」<sup>(32)</sup>したがって、言論の自由に関しても、その保障よりも限界および制限の必要性が強調されるのである。

個人的権利について注目すべきは、現行憲法が第三八条で「中華人民共和国の公民の人格の尊厳は侵されない。」

と規定していることである。というのも、「人格の尊厳」という語は建国後の憲法にはみられなかったものであるからである。ある憲法の概説書によれば、「人格」とは公民が人として具えるべき資格である、とされている。<sup>(33)</sup>

これは中国憲法が個人的権利に着目し始めたという点で、確かに一歩前進であるといえる。しかし、これに対しては、浅井敦氏が、この「人格の尊厳」は「人身の自由」<sup>(第三七条)</sup>に内包される概念にすぎず、思想的あるいは原理的に、西欧近代憲法の根底にある個人主義原理に基づく個人人格の尊厳の理念とは異なる、と指摘している。<sup>(34)</sup>

#### 四 中国における言論の自由の特質と

##### 「憲法的伝統」

中華人民共和国建国の直前の一九四九年二月、中国共産党中央は『国民党の六法全書を廃棄し解放区の司法原則を確定することに關する指示』を発した。その後、中国法学界において「法の継承性」が大きな論争点となったが、<sup>(35)</sup>人権、言論の自由についていえば、清末、国民党(中華民国)、共産党(中華人民共和国)の憲法には、思

想面で一定の通用性があることはすでに指摘してきている通りである。各憲法に言論等の自由が一貫して規定されてきた一方で、当時の中国の「国情」の中で形成された独自の「憲法的伝統」が、ある時には憲法の背後に沈潜し、またある時には憲法の規定上に顕在化することにより、言論等の自由を特質づけた。この法思想上の通用性に関連して、民主活動家魏京生氏はかつて中国の政治体制を「社会主義の外衣をまとった封建君主制」と評した。また、「マルクス主義は（本来的に）集団主義であるという中国の（）伝統を確認しただけ」と指摘する論者さえ存在する。

ここで、中国憲法の歴史的過程における言論の自由の特質、およびそれを支える理論的基礎と背景、すなわち「憲法的伝統」について、筆者なりに整理してみたい。まず第一に、言論の自由は政治的権利であり、政治的効用にその存在意義があるという点が挙げられる。

中国の憲政史においては、いかに強い国家を形成し、国家・民族の生存を図るかが優先課題とされ、「国家からの自由」を考える余地はなかった。かつて、孫文は「自由はもはや個人に用いられるべきでなく、国家に用

いられなければならない。個人が自由すぎてはだめであり、国家が完全に自由でなければならぬ。国家が自由に行動できるようになると、中国は強盛な国家となる。」と述べている。すなわち、J・ネイサン氏が分析するように、「すべての憲法の主な目標はむしろ国家を強化し、集団の福祉を促進することであり、過度の国家権力に対する個人の利益を守ることはなかった」のである。したがって、憲法の条文において、権利は政治的権利を中心に構成され、それは民衆のエネルギーを吸収して国家を強化する手段として用いられた。政治的権利を擁護する者と誹謗する者とともに政治的効用の有無を主張した。そして、民衆のエネルギーを吸収するのは国家であるから、政治的効用の有無の最終的判断権者は時の国家、指導者であった。言論の自由もその例外ではなく、言論の自由の意義、効能もそういった観点から論じられた。

第二に、言論の自由は法律により制限されうるといふ点が挙げられる。

国家・民族の生存が危機に瀕している中で、「天赋人權論」は拒絶、否定された。権利は人の人たる所以から由来するのではなく、国家、法律により賦与されるもの

とされた。それゆえに、言論の自由を含む「公民の権利」は法律により当然に制限できる。言論の自由は法律によって初めて保障され実現されるのである。<sup>(40)</sup>また、思想の自由、「四大」運用の権利等、その時代の政治的必  
要から権利が新設、削除されることも、中国において「天賦人権論」を採用していない表れであるといえる。

第三に、言論の自由は集団的生存権に劣位するという  
点が挙げられる。

集団・民族優位の論理も反植民地闘争に淵源をもつ。かつて、鄧小平は「人権とは何か? どのくらいの人の人権か? 少数者の人権か、それとも多数者の人権、全  
国人民の人権か? 西側世界のいわゆる『人権』と我々がいう人権は本質的に別のものであり、観点は異なっ  
ている。」<sup>(41)</sup>と述べた。一九九一年に発表された「中国の人権状況」<sup>(42)</sup>という白書(人権白書)は、「生存権」と「発  
展権」を第一に掲げるが、中国において通常、これらの  
権利の主体は集団であると考えられている。<sup>(43)</sup>言論の自由  
はこういった集団・民族の生存、発展という利益に従属  
しなければならない。ある新聞は次のように述べている。  
「無私の精神はプロレタリアートの最も基本的な気概の

反映である。我々の党は：無私の精神を黨員と大衆の両  
方が自分たちの言動の道德的拠りどころとみなし、ブル  
ジョア個人主義と手を切ることを要求する。党の保護下  
において、広範な黨員と大衆はすべて無私を光榮とみな  
し、利己主義を恥とみなすのである。」<sup>(44)</sup>

第四に、言論の自由は階級性を有するという点が挙げ  
られる。

すなわち、敵・味方の理論である。過酷な反封建闘争、  
反植民地闘争の中で、集団の内と外を分けるといふ考え  
方が定着した。この言論の自由の階級性および敵・味方  
の理論は言論の自由の政治的効用の有無からも説明可能  
である。反体制派の言論は政治的効用がなく、国家にと  
ってマイナスであるから認められない。そして、もし、  
政府が彼の言論を国家・民族にとって有害であると判断  
すれば、彼は反革命罪(現行の国家安全危害罪)として  
処罰され、政治的権利としての言論の自由は剝奪される  
のである。

第五に、言論の自由が思想の自由と分離されていると  
いう点が挙げられる。

中国においては、敵・味方の選別の方法の一つとして、

ある特定の思想、イデオロギーが強制された。すなわち、国民党の「三民主義」、共産党の「四つの基本原則」である。現在、共産党主導政権下の中国においては、「四つの基本原則」の枠内において言論の自由は享受できても、「四つの基本原則」からの自由は享受できないのである。また、文化活動・芸術の自由は言論の自由とは區別して規定され、それに対しても、厳しいイデオロギー支配が加えられている。ここから、言論の自由は認められても、思想の自由が認められないため、言論の自由は西欧諸国のように精神的自由権として位置づけられることはない。

おわりに

以上のような言論の自由の特質およびそれを支える「憲法的伝統」は、今日に至っても政府・共産党の公的立場としては何ら変更されておらず、法学界においても通説的地位を占め続けている。「人権白書」もこの「憲法的伝統」を「中国的人権論」として発展的に再構成したものと見える。「人権白書」の中で、言論の自由については、統計上の数字を根拠にそれが保障されているこ

とを論証しているが、統計上の数字は人権保障の「質」を示すものではない。

しかしながら、「人権白書」の発表により、中国政府が公式に「人権」概念を容認したことは重要な意義を有する。なぜなら、これにより人権、言論の自由に関する議論が中国、特に法学界においても可能になったからである。つまり、言論の自由はこれまで体制対反体制という形で議論されるという色彩が強かった。言論の自由を要求する反体制派の主張に対して、政府および体制側の法学者がそれに反駁するという構図である。しかし、「人権」概念の容認の影響で、体制内にある法学界においても、言論の自由の属性、意義、享有主体、限界等に関する議論が行われるようになったのである。そして、言論の自由に言及する論文の中で数は少ないが、政治的権利、政治的意義、階級性等といった「政治的呪縛」から言論の自由を解き放ち、それを個人の権利として再認識しようとしている論者も存在する。<sup>(46)</sup> 彼らは言論の自由の特質を基礎づけている「憲法的伝統」を超越することを試みているのである。

しかし、これまでみてきた憲法の規定からもわかるよ

うに、現在の中国において、言論の自由を議論することは、共産党の指導や社会主義体制そのものを議論することにもつながる。言論の自由を求める主張は、たびたび「四つの基本原則」に背く「ブルジョア自由化思潮」として厳しく断罪され、魏京生氏、王丹氏ら多くの民主活動家がこれまで逮捕、投獄されてきた。

したがって、法学者は「四つの基本原則」という制約の下、言論の自由を論じるしかなく、正面から「四つの基本原則」自体を批判する主張はなし得ない。現在、依然として言論の自由についての法学論文は量的に乏しく、内容もきわめて慎重なものが多い。しかし、国外に脱出した民主活動家が急速に影響力を失っている今日、体制内部の変化はこれまでの硬直した観点を突破するきっかけになるかもしれない。中国の言論の自由の今後についてきわめて重要な意義をもつと考えられる。

なお、この言論の自由をめぐる中国法学界の今日的議論については別稿において論じたい。

- (1) 佐藤幸治『憲法(第三版)』(青林書院)一九九五年  
五一三頁。

(2) 芦部信喜『国家と法——憲法』(放送大学教育振興会)一九八五年 一〇〇頁。

(3) 「堅持社会主義、防止和平演変(一九八九年一月二三日)」『鄧小平文選』第三卷(人民出版社)一九九三年三四五頁。

(4) 「國家的主権和安全要始終放在第一位(一九八九年一月一日)」前掲『鄧小平文選』第三卷 三四八頁。

(5) 憲法制定の準備過程において清朝政府により日本に派遣された戴沢は、伊藤博文首相から人民の自由権については「それはすなわち法律に定められた、政府の所与から出るものであり、決して人民の意のままの自由ではない。」等と教示を受けたという(張晋藩・曾憲義『中国憲法史略』(北京出版社)一九七九年 五一頁)。

(6) 蔣碧昆編『中国近代憲政憲法史略』(法律出版社)一九八八年 五六頁、R・ランドル・エドワーズ、ルイス・ヘンキン、アンドリュース・J・ネイサン著・斎藤恵彦・興柁一郎訳『中国の人権』(有信堂)一九九〇年 一一四頁。

(7) 林来梵氏は「崩壊の危機に瀕している清王朝が、当時対応すべきであったのは、普通の個々の国民ではなく、清王朝の存亡の運命に働きかけている孫文の革命勢力および朝野上下の立憲派勢力であったに違いない。」と分析している(林来梵『中国における主権・代表と選挙』(見洋書房)一九九六年 一七頁)。

(8) 憲法、臨時憲法としては、次のようなものがある。すなわち、『中華民国臨時約法』(一九一二年三月公布)、『中

- 華民国約法』(一九一四年五月公布)、『中華民國憲法』(一九二三年一〇月公布)、『中華民國訓政時期約法』(一九三一年六月公布)、『中華民國憲法』(一九四七年一月公布)である。
- (9) 杜鋼建「重構國民意識与發展國民社会」『蘭州學刊』一九九四年第六期 一六頁。
- (10) 「中国同盟会革命方略(一九〇六年)」『孫中山全集』第一卷(中華書局)一九八二年 二九六頁。
- (11) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言(一九二四年)」前掲『孫中山全集』第九卷 一一〇頁。
- (12) エドワーズ他・前掲書 一一三頁以下。
- (13) 「三民主義：民権主義(一九二四年)」前掲『孫中山全集』第九卷 三一九頁。
- (14) 「建国方略(一九一七—一九一九年)」前掲『孫中山全集』第六卷 二一〇頁。
- (15) 四つの憲法の中国における評価については、董成美編著／西村幸次郎監訳『中国憲法概論』(成文堂)一九八四年 二五頁以下、魏定仁主編『憲法学(第二版)』(北京大學出版社)一九九四年 七〇頁以下、吳家麟主編『憲法学』(群衆出版社)一九九二年 五九頁以下等参照。
- (16) 張晋藩、曾憲義・前掲書 二四三頁。
- (17) 董成美編著／西村幸次郎監訳・前掲書 一一九頁以下。
- (18) 張令傑「談剝奪政治權利」『法学研究』一九八一年第一期 七頁。
- (19) エドワーズ他・前掲書 一三七頁。
- (20) 西村幸次郎『中国憲法の基本問題』(成文堂)一九八九年 一四三頁。
- (21) 西村幸次郎・前掲書(注20) 一三二頁以下。
- (22) 駱偉雄「言論自由的若干法律問題」『法学(滬)』一九九九年第二期 一〇頁。
- (23) 「目前的形勢和任務(一九八〇年一月一六日)」『鄧小平文選』第二卷(人民出版社)一九八三年 二五七頁。
- (24) 佐藤幸治・前掲書 五一一頁。
- (25) 西村幸次郎・前掲書(注20) 九頁以下。
- (26) 吳家麟主編・前掲書 一九一頁。
- (27) 李步雲著／西村幸次郎・永井美佐子共訳「憲政と中国」『阪大法学』第四六卷第三号 二〇二頁。
- (28) 一九九三年の憲法の部分改正で「改革開放」の堅持が、一九九九年の憲法の部分改正で「鄧小平思想」の堅持がそれぞれ加えられた。
- (29) 土屋英雄「中国憲法の問題相―天安門事件とのかかわりで」『ジュリスト』第九五三号(一九九〇年四月一日) 一〇〇頁、土屋英雄編著 李衡東・王雲海・王晨・林来梵『中国の人権と法』(明石書店)一九九八年 一四四頁以下。
- (30) 董成美編著／西村幸次郎監訳・前掲書 三五頁、吳家麟主編・前掲書 六六頁。
- (31) 葉子「有絶対的言論自由嗎?」『紅旗』一九八一年第七期 三四頁。
- (32) 吳家麟主編・前掲書 二三九頁。
- (33) 魏定仁主編・前掲書 一八三頁以下。

- (34) 浅井敦『中国憲法の論点』(法律文化社) 一九八五年 一四一頁以下。
- (35) 「法の継承性」の問題については、西村幸次郎『現代中国の法と社会』(法律文化社) 一九九五年 五頁以下等を参照。
- (36) 魏京生「五番目の近代化、民主主義およびその他」(魏京生著/鈴木主税訳『勇氣―獄中からの手紙』(集英社) 一九九八年 二二五頁)。
- (37) エドワーズ他・前掲書 五六頁。
- (38) 「三民主義・民権主義(一九二四年)」前掲『孫中山全集』第九巻 二八一頁以下。
- (39) エドワーズ他・前掲書 一六二頁。
- (40) 葉子・前掲論文 三三頁以下、駱偉雄・前掲論文 七頁以下、李步雲・周元青「法律与自由」『紅旗』一九八一年第二期 一七頁等参照。
- (41) 「同『大陸与台湾』学術研討会主席团全体成員の談話(一九八五年六月六日)」前掲『鄧小平文選』第三巻 一二五頁。
- (42) 国務院新聞弁公室「中国の人權状況」(董雲虎主編『中国人權白皮書総覧』(新華出版社) 一九九八年 一頁以下)。
- (43) 徐崇温「人民的生存權是首要的人權」(黃楠森他編『当代中国人權論』(当代中国出版社) 一九九三年 一四一頁)、白桂梅「論新一代人權」『法学研究』一九九一年第五期(邦訳として、アジア法研究センター編「中国の人權論(一)」『立命館法学』第二二二号(一九九二年第二号) 一〇五頁以下)等。
- (44) 『長江日報』一九八一年三月三日(エドワーズ他・前掲書 一八八頁以下に引用されている)。
- (45) 中国において、基本的に法学者は体制側の人間といわれている。「(法学)研究者の仕事は主に党の決定を普及・宣伝することであり、それを自由に批判することは許されない」(西村幸次郎・前掲書(注35) はしがき三頁)
- (46) 例えば、顯明・国智「言論自由的法律思考」『法学(滬)』一九九一年第八期、杜鋼建「首要人權与言論自由」『法学(滬)』一九九三年第一期、董和平「言論自由的憲法權利屬性及其効能」『法律科学』一九九三年第二期、游勸榮「市場經濟条件下公民權利及其保障幾個問題探討」『法律科学』一九九四年第三期等参照。

一九九九年七月二日 受稿  
 一九九九年八月二十四日 受理  
 (一橋大学大学院博士課程)